

皆さんのお店の看板は違反していませんか？



良好な景観の維持、倒壊等の危害防止のため



「新潟県屋外広告物条例」

が定められています。

※新潟市・新発田市・佐渡市の地域については
各市において条例による規制を行っています

1 禁止・制限内容の確認

詳しくは下記 URL よりご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/416442.pdf>

2 許可申請

許可申請を怠った場合、30万円以下の罰金

等、罰則の適用を受ける場合があります。

→下記の電子申請サービスをご活用ください。

3 設置

必ず新潟県の登録業者をご利用ください。

↓登録業者一覧はこちら

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/toshiseisaku/1197389763523.html>

※新潟市内については新潟市の登録が必要です

4 完成



期間満了後の更新許可申請もお忘れなく。

電子申請サービス

新潟県電子申請システム

<https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/>



パソコン・スマートフォンからオンラインで手数料の納付ができます。

《電子納付支払い方法》

- ・クレジットカード
- ・Pay-easy(ペイジー)



(対応する金融機関 ATM や、インターネットバンキングで納付)

問い合わせ

新潟県土木部都市局都市政策課都市行政係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話:025-280-5426 (直通)